2016.03.71選挙市民審議会第3部門第2回会議記録

日時：2016年3月7日（月）14：40〜16：40
場所：参議院議員会館Ｂ102会議室
出席審議委員：大山礼子、北川正恭、桔川純子、三木由希子　　欠席審議委員：太田啓子
陪席審議委員：太田光征（第2部門）、桂協助（第2部門）
市民傍聴：2名
とりプロ事務局：岡村千鶴子、城倉啓、吉野健太郎（以上第3部門）、志村徹麿、富山達夫、丸井英里
書記：岡村千鶴子、吉野健太郎

城倉啓：若干遅れて恐縮でございますけれども、選挙市民審議会の第3部門会議をプログラム通り始めたいと思います。最初にご挨拶と前回のおさらいを三木由希子共同代表からお願いいたします。

三木由希子：みなさんこんにちは。ちょっと隣りの建物に用事があって予定が押してしまいまして、遅れて申し訳ございませんでした。

今日は第2回の第3部門の審議会ということで会議を開催させていただきます。前回、大山先生から地方議会選挙について問題提起をしていただきまして、それだけではなく、実際のここでの議論では選挙の仕組みそのものについて広く意見交換ができたと考えております。特に地方議会についてはなり手がいないということと、大選挙区制という仕組みに非常に限界があるということ、選挙のあり方として選挙の管理が独立性をもって行われていないということ、いくつかの重要な問題提起と共に、政党の役割とか会派の役割についてもお話しをいただけたと考えています。

前回のここで確認をしたのは、やはり制度を変えるとか仕組みの議論をするにあたっては、社会の変革を促すような仕組みの提案ができるといいなということに最終的になったかなと思います。加えて政治とお金の問題と言うのも一つのテーマになりました。団体献金に関してはこの場に参加している人はみんなやめた方がいいという立場でありましたけれども、それだけではなくて政党助成の仕組みとか、公金を使った政治活動とか議員活動をどう負担するのか、民主主義のコストとしてどの程度負担していくべきなのかということも一つの論点としてここで出てきたかと思います。それに加えて韓国の選挙管理の問題についても若干の話題提起をしていただいたということで、特に具体的な結論があった訳ではありませんけれども、いろいろと意見交換をさせていただいたというところでありました。

前回大山先生と私が参加しておりましたが、今回は桔川さんと北川先生とお二人にもご参加をいただけましたので、それぞれ発題としてどういう問題意識を持っておられるかということをご報告いただくということで本日の会合を予定しております。最初に桔川さんから20〜30分「韓国における選挙管理委員会の独立性を日本との比較」ということでご報告いただくと、次に北川先生から「地方議会選挙におけるマニフェストビラ規制」ということと、前回正に話題になっていました「政党助成金制度導入」のことについて話題提供いただけるということですので、それぞれお話しをいただいた上で全体の質疑を行いたいと思います。全体で2時間位の会議と予定しておりますので、よろしくお願いいたします。それではまず桔川さんからおねがいいたします。

桔川純子：本当は前回報告させていただくという事でしたが申し訳ありませんでした。

最初に韓国の選挙管理委員会の独立性という日本と比較してということですが、私が市民運動とかの状況は見てきたのですが、選挙制度また選挙管理委員会に関してホームページを見るという程度の情報しかありませんので、今日お忙しい北川先生が来てくださったので、私の分までお話ししていただく方がいいのではないかと思っています。ホームページから抜粋をしてきましたけれども、議事録拝見しますと、この前大山先生がお話しくださっているので同じような内容かと思います。

どういう位置づけでどのような範囲で、選挙管理委員会が担っているのかというと、韓国の場合は市民運動

が非常にダイナミックに動いていますので、私が参加しているのはその辺の情報をみなさんと共有することかと思いましたので、参与連帯の人に韓国の選挙管理委員会はどうなのかということを聞いてみたのでそのお話しをさせていただいて終わりたいと思います。

私も韓国の選挙管理委員会については、初めてホームページを開いてみたのですが、独立した機関であると。前回テキストになった本にも書かれていましたけれども、かなり大きな規模の予算を持っていて、独立した機関であると。位置づけについては憲法で規定されている、独立している、一つに省庁にも該当する位のかなり大きな機関であると言う感じです。あくまで中立性・公正性を保障すると…、この前にテキストにもありましたが、それは韓国の政治がかなり国民から不信を持たれているということと、民主化に対する・民主主義に対する欲求がすごく強いので、そういう声を反映して選挙管理委員会が政治の不正・腐敗を撤廃していくような位置づけにするべきなんだということがある程度共有されているのかなと思います。

委員ですが、現在の委員を見ていると委員長が１名…大臣にも匹敵する位の力があるようです。常任委員が１名、そして委員が７名、本来９名みたいですが現在は７名なんですね。その内で、大統領が任命する人がおそらく３名だと思いますが２名、国会が選出した委員が３名、大法院というのが最高裁判所に該当するのですがその長官が指名した人が２名いるので、ここから公正性・中立性が保たれているのかと思いました。

業務の範囲ですが、かなり多岐にわたっていて、選挙が公正に行われるということはもちろんなんですけれども、たとえば大学の学長選挙であるとか、ほかの色々な選挙も委託をして公正に行われるように実行したりするということが日本と違うと思いましたし、選挙違反とか政治資金の管理についても監督をするという権限を持っているようです。さらに、私も教育の方に関わっていたりしますが、民主市民教育シチズンシップの教育にかなり力を入れていて、選挙研修院という機関が中央選挙管理委員会の傘下にあるのですが、一部署というよりは、傘下の独立したシンクタンクのような役割もしていて、ここで様々なシチズンシップ教育を行っています。海外との交流もありますし調査研究も進めていて、選挙制度について改善を提案するとかもよくあるようですけれども、それは選挙研究院というところが担っているということです。さらに選挙管理委員会の中でも政治制度の研究とありますけれども、韓国が政治だけでなく制度全般に関して外国の研究をもの凄くよくしていて、制度法律も外国のいいところを取って自分の国に適用させる、制度とか法律ももの凄く速くできるし、もの凄く速く変わっていくという性質があるので、たくさん制度を研究して提案をしているということです。

特に韓国はＩＴ大国なので、電子化をどう進めていくかということも大きなテーマになっているようで、この間の大統領選から、海外に居住している韓国人の人たちも大統領選挙には参加できることになったので、選挙管理委員会が各外国に住む人の投票にも関わっていて相当に大変みたいですけれども、４月１３日に国政選挙がありますが今日本でもインターネットで登録をして、投票を促しているということです。

参与連帯の人にちょっと聞いています。日本では非常に独立性が高いということで紹介されていて、民主化というのもかなり選挙管理委員会の独立性によって担われてきた部分も大きいという風に紹介されていると言ったときに、参与連帯なんかは監視をしている立場ですので、「えぇーっ」と言ってたのですが。選挙管理委員会までは、参与連帯は監視はしていないですけれども過去１０年に渡って司法の正義・公正というものが失われたと市民運動の側では見ていると。それは、大統領が変わって金大中大統領、盧武鉉大統領に代わって終わってからの期間を言っているようですけれども、大統領の任命した選挙管理委員が２名いるということから、全くの中立性が保たれているなら、国家情報院の介入とか大統領選で介入したということがかなり問題になっているようなところがありますが、そういうことはあり得なかったのではないかと言っていました。

そういう市民運動の監視の目があるということも合わさって、管理委員会プラス市民社会の動きもあるのかなと、日弁連のような民主化のための弁護士連盟という１０００人位の弁護士さんの集まりがありますが、そういうところが運動団体として機能しているところも大きいのかと思いました。

この程度ですが、韓国のホームページを整理したぐらいですけれどもご報告させていただきました。

三木由希子：ありがとうございました。次に北川先生にお願いしたいと思います。ご自身も過去に国会議員でも

いらっしゃり、県知事でもおられ、今地方議会のマニフェストを推進し評価するという活動もされておられますので、様々な観点から問題提起していただけるのではないかと思います。よろしくお願いいたします。

北川正恭：どうも皆さんこんにちは。ご紹介いただいた北川正恭でございます。経歴がもう一つ加わりまして地方議員も経験しています。三重県の県議会議員を１０年ちょっとやらせていただいて、それから衆議院議員を１０年ちょっとやらせていただいて、県知事を８年というそういう経験がございます。今日、ここにお邪魔したのは、早稲田大学の同僚で片木教授から城倉さんにご紹介いただいて、その趣旨に賛同しておじゃまをすると、こういうことでございます。但し詳細についてわかりませんので、間違いがあるかも知れませんがお許しをいただきたいと思います。

今日私に与えられたテーマは、「地方議会選挙におけるマニフェストビラの規制がどうか」「国政政党マニフェストと地方議会議員公約のずれというのはどういうことになっているのか」「かつての政治改革議論から導入された政党助成金をふりかえってどう考えるか」というようなことをテーマにお話しをさせていただくということで、ざっくばらんに体験を話していただいたら結構ということをいただいていますので、ご了解をいただけたらと思います。

それで、ふりかえってみて政党助成金の問題なんかは１９９０年代前後ですね、１９８７～８年頃から始まった田中角栄裁判とかで族議員が跋扈して、族議員と各省庁が完全に結託してですね、省益あって国益なしという、ある意味の自民党政治の爛熟期があったと思うんですね。その頃にさすがにこれはダメじゃないかということが、実は私は当時与党自民党の国会議員でありましたが、与党自民党の中からこれは何とかしないと自民党だけではなしに日本の政治が底抜けするのではないかという恐怖感と言いますか、現場の国会議員としてもそんなことを感じてですね。総理大臣のなり手がなくなったと言いますか、それで伊東正義さんという大平正芳さんと同期の官房長官とかをされた立派な方がいらっしゃったんですけれども、そこへ若手の国会議員みんなで「総理に立候補していただけませんか」とこういうことでしたが、伊東さんは大変な硬骨漢でいらしてすごく叱られて「君ら若い者は表紙を変えて、それで済ますのか。中身を見ずしてなんだその頼りない運動は。」という大変なお叱りをいただいたんですね。それで、皆が覚醒してですね、そこで伊東正義さんなり後藤田正晴さんなどが中心になって政治改革運動が与党の中から起こってきたという要素が強かったと思います。ある意味政治は権力闘争である訳ですから、当然そこで当時自民党と言えども圧倒的に田中派支配でありますから、田中派の中に権力闘争が起こってですね、竹下につくか小沢につくかというような権力闘争と絡んで政治改革運動がエネルギーを蓄えて、大きなマグマに成長していくということだったと思うんですね。９０年代に入りまして、相当な運動が起こりまして、その運動のひとつの果実として９４年に政治資金規制法と公職選挙法改正が行われるということになりました。公選法改正の大きなところは、中選挙区制を総選挙を小選挙区に変えるということでですね、それを通すためには相当妥協もあってですね、不十分なものではあったと思います。しかしですね、国会議員の身分を自らが決定するということは、なかなか大変なことだったと思うんですが、当時は狂気の時というかですねそんな空気が蔓延してましたですね。

そこで、私も政治改革運動に没頭していくわけです。小選挙区制になったら絶対に上がれないという不利な態勢になるなということが、色々な議論の中でわかってきたんですね。それでも行っちゃえという雰囲気にみんながなってきたという雰囲気があったと思うんですね。結果として私は日本一恵まれた小選挙区があたっちゃったんですけども、第１回の小選挙区制は知事選挙に転身しましたから経験がないんですけれども。私の後任が外様に来てですね今７回か８回連続で当選していますから、いかに選挙区が強かったかということ。お隣が岡田克也さんと選挙区が競ってましたんで、中選挙区制のときに２回戦ってますけども、二人が並んでますから、圧倒的に強いわけですね。相乗効果というかね、１＋１が２プラスαの３にも４にもなるというこ

とでございましたが。そういう一時の狂気といいますか、そして政治権力の闘争が絡み合って、考えられない制動的な行動的ないわゆる総選挙を小選挙区制に変える、一部比例代表を入れるというようなセットがされたということです。

もうひとつは、政治資金規制法でございましてですね、これはやっぱりいかがなものかということで、行き過ぎではないかと、政治はお金だ、派閥は人数だと、それですべて決まるというので。官僚自体も国全体がそういう流れであり、経済界も圧倒的に（私は当時福田派でしたが）経済界も見向きもしてくれずにですね田中派ばかりを見ていたわけですから、簡単に言うと小泉改革は本当の政治改革と言えるかどうか、田中派憎しですよ、あれは。そんなことが相まって、ひとつの嵐として９４年に成果として、構造改革、公職選挙法改正と政治資金規正法改革と、こういうことになるわけでございます。そこで、政党助成の話が出てくるわけです。

もうひとつの成果として、翌年９５年にこれは三位一体と申しますか全部一対の改革でしたが、結果ですねお金の問題が、官官接待とか民と官の接待が無制限に行われて中央に権限が寄りすぎたのではないかということからですね、政治改革の一連の流れの中の重要な要素のひとつとして地方分権というものがあって、やはり国と県・市が上下主従という格好ではなしに、対等協力と言いますかお互いが独立した政府体としてやっていかなくてはいけないということで、９５年に地方分権推進法が成立すると、これ三つで政治改革のひとつの帰結と言いますか、途中段階ではありますけれども大きな変化が起こったと、こういうことでございます。

そういう時の流れといいますか、潮目の転換といいますかね、田中角栄さんという天才児がですね、所謂その精神論も実体論もいける、失礼な言い方をすれば破廉恥なことができる政治家が出て、それはもの凄い迫力で、私は福田派で時々お供しましたけども、「うちは軍団とはいかないけど福田兵団ぐらいかね、政治は最高のモラリストでなければいけない」ということで、負け続けるわけですね。それも行き過ぎるとチェックするというのが、民主主義にいいところだろうとは思いますが。そういう流れで９４年、９５年の日本の戦後のひとつのエポックメイキングな出来事が起こったということになります。

そこで私は１９９５年ですね、いまから２１年前に三重県で前の知事が病気でリタイアされるということで知事選挙が起こって、三重県というのは、農林官僚で、有名な戦後の農政を確立した東京大学教授の方がいるわけですが、その方が「はい君、今度田中君やるか」ということで田中さんという方が知事になり、その方がリタイアされると「今度は田川君か」と、そういう大政治学者がいらして、４２～４３年にわたって農林官僚二人が知事を務められるということでした。二人とも立派な方でしたけれども、我々政道人から見ると、やはり農林官僚支配ではダメじゃないかというので、リタイアされる時に若手の政治家として、今度は官僚でない人を出そうという猛烈な運動を私もしたわけですが、私にお鉢が回ってきました、人に薦めておいて自分にお鉢が回って逃げ切れなくなってという、誠にお恥ずかしいようなことでしたが知事選挙に出て、政治改革運動やってきたことを現場で実践するのもひとつのことかなと自らに言い聞かせて、知事に転身したということでございます。

知事に就任して、圧倒的に執行部優勢で、執行しかやらせてもらってないということで動いて来ているとで、私は分権推進法を体現することが私の時代的な使命と言いますか、その時代に果たさなければいけない北川正恭としてのミッションは、分権改革を忠実に果たすことだと自らに言い聞かせてですね、正しいかどうかは別ですが、とにかく体現していこうということでした。そこでＰＤＣＡと言いますか、マネージメントサイクルと言いますか、プラン・ドゥ・チェック・アクションという流れが、地方の自治体で全く働いていなかったからやっぱりＰＤＣＡを回すべきではないかということで、本気になって取り組ませていただいたんです。代表的な県会議員の実力者の岩原さんという方を良く知ってましたから、知事に就任して一週間くらい経って彼を呼びだして、「今日は真剣な話だよ、私も利権やめるからお前も利権やめろ」と、「お前が利権やったら、私が叩くぞ。私が利権やったら、お前が叩け。と言う話のもとに君を信頼して言うけど、議長は辞め

て議会の本当の使命という民意の反映といいますか、民意の代表の機関として育て上げるべきだと、私は執行をやるからお互いがいわゆる善政競争ということをよく使うんですが、善い政治の競争をして機関競争をやろう」とその方を見込んで真剣に話をしたんです。その方も「お前がそう言うなら俺もやろう」と言っていただいて、私もずい分いじめられましたけれども、遠慮なくいじめてきましたが、それに耐えられなければ当時の１８６万県民の付託に応えられないという気持ちで、その方と話し合いをして、議会も本当に変わるべきではないかということでございました。

県なんかは、部長会議が開かれて執行を決定していくわけですが、そこでは誰も発言しないですね。総務部長が決まりごとをしゃべるだけで、ほかの部長のことは一切言いません。言ったら自分に火の粉が返ってくるだけということが常態化して、執行権しかないわけです。「それはおかしい」と言うので、ある時私が部長会議で「君ら錯覚するなよ。１万人以上の県民の代表者たる議員に対して全く敬意を表わさずに官僚優位の発想こそが地方を滅ぼしたんじゃないか」と真面目に議論したんです。「やっぱり県議会に敬意を表せ」と、「できることはできると言い切れ」「できないことはできないと言い切れ」と言ったら地方議会の幹部と言うのは真面目にその通りにするから１年半くらい全然動かなくなったんです。「それはできません」と本会議場で叫びますから、議員さんは怒りますよね。それでずい分揉めたんですけれども、それ位の争いがないと変わりようがないですね。みんなが現状追認のままで出来ることだけやるということではないという、改革期だったと思いますね。執行部が「それはできません」と言い始めて、まあ、政治家ですから、私がある時に議会を解散するかも知れないとを意識的にほのめかして（全くその気はなかったですけど）、真正面からぶつかろうとそれで打開しようということになって、議員さんは不勉強ですけど選挙やってますから勘はいいですからね選挙やってますから、これはだめだなということになりました。そこで議員の実力者の方がリードしていただいて執行部と共に機関競争しようという雰囲気がやっと１年半位経って出てきました。それで議員の皆さんがですね「ＪＡと相談して利益誘導してるな」とか「自治労の言いなりだね」ということは恥ずかしい質問だということにだんだん変わってくるわけです。議会側が脇が締まってきますと、執行部もいい加減なその場しのぎの前向きでとか善処しますとかいうのがだんだん無くなってきて、という雰囲気は出てきたと私は思います。

したがって、三重県の改革は進んだことがおわかりいただけるとしたら、執行部は変わったことは事実ですが、本当は議会の方が変わる幅は大きくて、議会がですね大きく変わったと思います。それで議会によって執行部が変えられる、執行部ががんばることによって議会も変わるという…機関が、お互いが競争し合うという感じが必要なんだろうと思うんですね。私どもがそういうがんばりができたのは、分権推進法のおかげであり、５年後の一括法があって、その背景があって初めて行使できたという風に思います。

私は８年間やりまして、例えばＰＤＣＡのマニフェストサイクルいわゆるマネージメントサイクルですね、プランをし行動したらチェックをして次のアクションに結びつけるということを、私は初めてでしたから、事務事業評価というところからスタートしてＰＤＣＡを回していった。県の職員も不慣れなことであり、圧倒的にサプライサイドの強い存在であった職員が、ＰＤＣＡを真剣に回してくれましたね。出来としては不十分だったと思いますけれども、回してくれて。私が知事に立候補する時に「北川さんもし知事になったら何期やるつもりだ」と聞かれて、「まあベストは２期だな」と「その時に出来なかったら３期くらいやって、４期以上はだめだね」と、意識的に言ったんですけど。長年やったら絶対的な権力者ですから、何もしなかったら何十年でももちますよ。だけどそれではいけないと、時代が激動期でしたから転換させたらそれに対するハレーションが起こってきますからダメだろうと思って２期か３期、できたら２期というので、２期が来た時に私の役割は終わったかなというので２期で辞めるわけです。三重県庁の職員は相当がんばって色々と挑戦してくれて、それで政治が変わっていないと申し訳ないなと思ったので、辞める時に４月に退任ですが、１月に大きな行政学会開きまして、私入れて６人の知事に集まっていただいたのですけど、選挙を考えた時に、「選挙終わったあと検証可能な約束で選挙しませんか」と言ったわけです。今までは選挙の公約というのは破られ

る代名詞ということですから、誰も信用していないですね。誰も信用していないのに政治家が選ばれて、政治家が有権者を信用するわけが無いじゃないかと、双方向で見なきゃいけないということでですね、やっぱり政治にもＰＤＣＡですね。選挙の時に約束したことがどこまで出来上がったかということは考えた方がいいでしょうと。そんな時に９７年のイギリスのブレアが久しぶりにマニフェスト選挙で保守党から労働党にひっくり返すというモデルがありましたので、たまたまマニフェストという言葉を使わせていただいて、選挙が終わった後検証可能な約束でいこうということを１月の行政学会で発表して、何人かの知事がそれでやるということを了解してくれて。それをですね各紙来てましたから、東京新聞が一面で大きな文字で記事にして火がついて、マニフェスト運動は始めローカルから始まったんです。それで、政治の一番の基の何を根幹に決めていくかというのに、行政の場合は予算ということがありますから、予算でこの予算がどう使われたかがチェックできますねと、政治の一番の根幹は約束でしょ公約でしょと。そういうことで、ＰＤＣＡのスタート時点では選挙の公約からいこうと。選挙の公約と言うと破られるというイメージで、言葉を変えなきゃというのでマニフェストという外来語を使って叱られたんですが、マニフェストを持ってきたんですね。選挙公約ではなく、政権をとったとき権力の座についた時の実行可能な約束という意味で、マニフェストを日本語では政権公約と、選挙公約とは違うということでマニフェストはスタートしたんですが。

このマニフェストを誰が読むかという現実的な問題に当たりますね、理論的なことより。知事選挙をしたときは一番読むのは県の職員なんですよ。何も言わない間に、例えば公共事業３割カットとマニフェストで約束したら、知事に就任して行ったら、それがちゃんとできるようになってたんですよ。もし、マニフェストが無かったら、今までやってきた事実を前提とする自分たちの経営で、自分たちが正しいということだったと思いますが、約束したという、マニフェストで実現可能で断固やると言うことになって、ちゃんと出来てきて驚いたという効果があるということだと思います。したがってローカルからスタートして、次の総選挙でマニフェストが入って３回目位で民主党が２００９年にマニフェストを活用して政権交代したということになります。

政治とはこんなもんだとか選挙はこんなもんだと、学術の先生方も思い込んで、それを事実として前提として判断することが多かったと思います。だから、マニフェストを取り入れるということは、立ち位置変えてみようということで、気づきの連鎖を起こしたい、思い込んでいたことが違った…エッということですね。例えば、私が知事に当選したら、県庁の職員がローカルのマスコミに「今度の知事はどう思いますか？」と聞かれて、幹部職員は「北川新知事は、政治にはプロですけれども、行政は素人ですから、私たちが今まで行なってきたことをよくご説明申し上げてご理解いただきます」と答えたことが記事になっているわけです。これは絶好のチャンスだと思って、部長会議で「君らの利益の最大の権力者である副知事を担いで私に負けたんでしょう。だから本当の話は多数決なんだ。新知事の北川さんにいろいろお聞きして、ご指導いただいて、今までの行政を改めるというのが本当の民主主義ではないのか。君らのいうことを全部聞いたら、何も変わらないし、民意の反映はどこにも無いじゃないか。」ということを言いました。それで、本当に議論をしようというので、対話による結論・決定というのを重視して、１年位私が勝つんですね、正論ですから。ところが２年位すると私が負けるようになっていく訳ですね。ダイアログですよ、ディベートとちがいますよ、ディスカッションと違いますよ、結論出さなくていいんですよ、意見の相対化見てどちらがいいかというのを雰囲気だそうよいうことが８年間の私の改革はそれでした。そういうことを徹底的にやって、２年３年してくると私が負けるわけですね。そうすると県の部長とかが「あの憎らしい知事を言い負かしてやった」と、私はそれを実現できればうれしいから「すごいねすごいね」と言うから得意満面というかそういう循環が出来あがっちゃって。私が議論で追い詰められると、部長たちはやらざるを得なくなるという流れの中で、ＰＣＤＡサイクル回っていくということでもございました。

そんなことで私は話し合いと言いますか、ダイアログを意思決定の最大の道具に置いて、ひとつは情報公開…いわゆるサプライサイドだけではなく、デマンドサイドでどう見るかという生活者起点という言葉を創

りました。生活者優先とか、生活者重視とかいう言葉もそれまでにあったんですが、これではしっくりこないので、県の職員に言葉を考えてもらって、やっぱり起きるということでいきましょう起点という言葉でいきましょうと、これがキーコンセプト生活者起点で全部政策を見ていこうということになりました。キーワードはやっぱり説明責任ですね。情報公開という、オープンであり、フリーで行こうということで動いていったということになります。

そういうことで三重県全体で議会と執行部が機関で競争し合うということになって、第１期の安倍内閣の時に第２期分権改革がスタートした頃に、丹羽さんという中国大使をされた方が委員長をされて、ある方が地方制度の確立こそが重要な肝であると言われたんですがその通りだと思います。歳出の自治と言いますか自治行政権と、歳入の自治と言いますか自治財政権と、これを決める自治立法権の三つが揃って初めて地方政府で、今までは所詮自治体とか、公共団体とか国の下請けという言葉からして違うということに共鳴して、地方政府確立が必要だということで、その流れが２０１４年から２０１５年の地方創生に結びつくということです。やはり、時代時代の使命が政治にはあると思うんですね。我々の頃は集権を分権にしてくださいというので、構造的な制度改革が必要だと。これが進んでくると、改革さえすればどんな首長さんでもどの議員さんでも、俺たちは改革していると言うんですけれども、結果東京に人が集まって消滅集落寸前なのにうちは改革したと言っている。やはり、まず形式的要件を整備してから２０年経過して、２０１５年に実質的な自らが創っていこう創生していこうと変化すると思うんです。だから形式要件は大切で、形式要件があったからこそ実質にというので時間はかかりますが、民主主義とはそういうものかも知れません。絶えず進化していくベクトルが作用するようなことの一つの道具として、私は政策で選ぶ選挙というのを頭のどこかに入れておかないといけないと思います。

よく改革者は数値に表せない改革は偽物だと言います。私はそれも当たっていると思います。必ず言葉にはごまかしが入りますから明確な数値というのは、文字と数字で表すと騙せませんからということは言えると思います。三重県にとって伊勢神宮の価値というのは数値で表せるかという議論は絶えずついて回るわけですから、数値で表せないものもあるでしょう。しかし、政治は相対的なものだから、結果数値に表せることと数値に表せないこととがあると、その数値にあらわすことはできない場合もあるでしょうと。だから政治の世界は説明責任ですね。アカウンタビリティーと言いますかね、それができるかどうかなんだと。できない時はこれこれこういう理由でできなかったと明確に証明してくれと。それがないと、いわゆるレスポンスビリティーとか道義的責任とか政治的責任という曖昧な言葉になってしまうから。ということで確かにマニフェストって、私どもも今までの選挙区枠はいかにもおいしいリストと言いますか単語の羅列で来たものがデタラメ過ぎたから、あえていつまでにという期限とか、財源はとか、どれだけの数値目標をと、言い過ぎた傾向があるので、その時あまりにも政権公約がひどかったから、我々も言い過ぎてしまって立派なマニフェストで民主党は何も出来なかったねということにもなってしまいました。この反省を踏まえて、やはり温故主義と言う利益誘導から政策で判断する政治に変えていかなくてはいけないと、今でもそう思っていますし、その運動は続けていくということです。

マニフェストは、本来はパーティーマニフェストと言いますか議院内閣制の政党が掲げて、それで選挙で選ぶということだと思います。しかし地方創生の時代に入って、マニフェストはローカルの方が親和性が高いと思います。政策課題が明確になりますし、限定された地域で限定された人々の判断でということで、ここで訓練をしていくことが必要だと思っていまして、私は今現在ローカルマニフェスト運動を地方議員の皆さん方と一緒に具体的に推進をしています。ローカルマニフェストの地方議員連盟は、現在７００～７５０名居てくださいますので、その方たちと勉強しようということです。一括法ができまして、機関委任事務の全廃に伴いまして議会のあり方が問われ始めて、主体的にやらないといけないという大変化が起こって、議会の基本的な条例を作ろうということになって、現在１７００から１８００議会の内の７００議会が議会基本条例を作ってくれています。自民党の反対もありまして、自治基本条例は２００ちょっと位しかないんですけれども。議会

はその辺は勘がいいものですから、現在７００ほど出来まして、１０００くらいはすぐ行くと思います。主体的にものを考える習慣が、制度改革によって少し身についてきたかなという風に思います。執行権がない議会が、なぜマニフェストを書けるかという議論はあるんですが、では執行権の首長さんは書けるのかと議会が決定するんだと、決定権がないのに書けるのかということで。学者の先生には専門的なことをお聞きしたいんですが。私どもは議会は、議決権がありますし、政策提案権もあります。当然審議権も、審査権も調査権もあるんだということで、議会もマニフェストが書けるという前提で運動しています。学者的には、どういう評価というのは議論が分かれると思いますが、議会はそうあるべきだと思っています。

執行部という形で、中央集権でしたから、執行権しかなかった訳ですから、執行部圧倒的に優勢でしたけれども、本来地方分権から創生にいくということは決定権者が圧倒的に強くなるということですね。

だから監視機能だけではなしに、政策提案で競争すると言うか、機関競争できるまで高めていくということが重要だと思います。議員のレベルというのは本当に低いと思います。しかしですね、私は現場上がりですので、２０点の議会を３０点・４０点にするという努力も要ると思うんですね、７０点の立派な人を１００点に近づけるというのも努力が要ると思うんですけれでも、問題は５割以下の社会人不適合の人ですね。やっぱりいるんですよ。それは理論じゃないですからね。刺青した人が義理と人情で上がってくる人が居る訳ですから。そういうところを、どうやって２割を３割に、３割を４割にという作業も要るし、理論的にやっぱり７０点の人を１００点にするという、そういうことを併せて実体論として政策を検討することによって、議会基本条例が生まれ始めたり、それぞれの個別の条例を作っていくということが、だいぶ起こってきて地方政治に近づくのを、さらに努力していこうと思っている訳です。

今度は、地方議会におけるマニフェストビラについてですけども。こんなことで、安倍政権よく地方創生って言えるなというのは、なんで国政選挙や首長選挙だけがマニフェスト配れて地方議会が配れないのっていうことでございます。レベルが低いから配らないの？制度が悪いからだから配れないの？　だから制度はやっぱり育てるための制度を作らなければいけないと言うので、今年度の地方議員連盟のメインテーマのひとつがこのマニフェストビラですね、これを配れるようにという運動を起こそう。というのでこの４月に一杯ですね、地方議員でサミットを開いて、一大運動のテーマにするというのをご理解を得て、参議院選挙終わったあと次の地方選挙でマニフェストを配れるようにという事にしないと、いつまでたっても議会は今まで通りの御用聞きということになっちゃうということだと思います。できましたら、みなさま方と一体となって何かをしないと、政権与党はですね首長もそうですし、政権与党は今の制度でなりあがってる人ですから、改革はしたくないんですね、基本的には。だからそこの問題が大きな壁になっています。相当ぶつかってきたんですけど。やっぱり難しいなと思いますので、ここがですね市民団体とかですね、会の皆さんのお力で、ご一緒にやれたらうれしいなという風に思っているところでございます。

それに選挙公報の問題がございます。大体都道府県政令市そして市の方では、選挙公報を公費で配るというのは大体だと思いますが、町村では多くはまだ５～６割残っているんじゃないですか配れなんです。それで選挙公報も非常にいいかげんでですね、全然書かない人もいるわけです、名前と写真で。考え方ですけどね、例えば共通のフォーマットを作ろうかと、我々は今議論してまして、この頃は人工知能でですね茶の間でロボットがパパパッとやって「北川候補は福祉に重点をおいているから、うちはじいちゃんばあちゃん居るから北川に入れなさい」とか、「公共事業に入れなさい」とか、そういう時代だと思うんですね。ビッグデータが揃ってますから。だから、共通のフォーマットを作ってですね、首長の場合ですけど、首長候補の違いを同じフォーマットで比較してという、そういう時代をリードしていきたいなということです。ネット選挙は、政策中心のマニフェスト選挙に非常に親和性が高い。

もう１つはですね、１８歳年齢でございますから、１８歳投票に行くっていうことになるとですね、総務省も文科省もご努力はいただいているんですがまた形式的な要件を整えているに過ぎないと思うんですね。模擬投票しましょうとか、模擬選挙しましょうとか力が入っていないですね。私も韓国の選管詳しくは知りま

せんがかなり進んでいるところがあって力があるんですね。日本はいい加減な選管がいてですね投票率が下がっていくのに一切責任取らないという全く不思議なことだと思うんですね。だから僕は選挙管理委員会という名前を変えろという運動しているんですよ。選挙を管理するって、選挙したことがない人がなぜ管理するんだと。だから選挙推進委員会とか民主主義向上委員会とか何かアグレッシブにするということになって、私はマニフェストの運動で韓国に行ったことがあるんですね。向こうの選管の委員長はみんな張り切ってましたよ。我々はルールを変えるから各政党は全部出さないといけないという。強制できるんですね。なかなか優れていましたよ。日本の選管は何にもしないですからね。あれはだめこれはだめってべからず言ってるだけですからそもそもおかしいし、地方の選挙管理委員会だって首長が適当にやってるっていう、選挙対策であそこの地区から選ぼうとかっていうので、ほとんど知識もなければ意欲もない人がなって、それで総務省中心の選挙管理員会の事務局がやってるっていうのですから。本当にものすごい勢いで１８歳をどのようにするかっていうのは議論しなきゃいけないですね。首長も都合の良い時は口出しするけれど何が独立委員会ですかってうまく逃げ回っているわけでこのあたりの問題は根源的に変えないといけない問題であろうなと思います。

その次に国政政党マニフェストと地方議員の公約のズレっていうのはあっていいんじゃないんですかね。そこで議論すれば良いわけで議論が足りなくて、上の言うことを絶対聞けという上下主従で、対等協力ではないのか。私は地方政党応援しているのですけど、地域政党というのを頑張ってやろうということで、今までの慣習に従って出来ない問題に堂々とぶつかってやろうというのも出てきています。これは趣味で応援しているんですが、法律と条例の問題はありますが、地方は地方で発案して変えていくというのはあると思います。行政の方なんて明らかに私どもが評価をして初めて行政評価法を国が取り入れたわけですし、情報公開条例でも長洲神奈川県知事なんかがやろうというので、随分時間をかけて情報公開条例を作ってくれて、我々がまねをしてそれで１９年後に情報公開法がやっと出来るという、評価法も情報公開法も本当は地方が先なんですね。現場に問題点があるというそういう雰囲気を作るべきだろうと思いますので国政政党と地方議員のズレというのがまとめられていますが国がズレているやないかというくらいの対等協力の関係に持っていく必要があるのではないかと思います。

政党助成金を導入する時にですね政治家は投げ銭ではないかと、良い政治と言ったらやっぱり献金だ、というのが本来のところだったんですね。ところが一人２５０円あたりを税金から政党助成いただくと、政治家も国家公務員じゃないかと、何の意味があるという議論は一方でありましたね。だからそれ以上に当時時代の果たさなきゃいけない使命は、政治が金まみれだったんですよ。官僚もそうです。本当に１２時までに帰るようなことがあったら補助金を使ってほとんど一杯行ってたんですから。トップ官僚は。地方の職員たちとも、国会議員たちとも。だからそこはやっぱり変えなきゃいけないから、次善の策としましてね、政党助成で縛れば今のお金が少し解決するのではないかと。まあしかし残念ながらそうはなっていませんが桁が違いましたね。昔は５億だったけど今は５千万位になっていますから。進化はしていると思いますが、この問題をですね本気で議論するきっかけをこういう所から持ち出していただいて解決に向かっていくというのが一つだと思います。本来日本は政治は経済第一主義政策できましたから経済さえうまくやってればと言うのが、どっちかと言うと戦後リードしてきましたので、本当のデモクラシーの在り方を根源的に問うという風習がまだまだ無いですね。ということから政党助成金の在り方はますます議論していくべきだと思います。もう一つですね、政党の在り方ですね。政党助成法は無理があると思うんですよ。民間のあれだから最大限自由にしておいてあげなきゃいけませんが、この間のイクメン議員、宮崎議員、どうなのあれ、どれだけ自民党が責任問われたのと、こういうことですよね。イギリスの政党政治が全て良いと思いませんが多少聞きかじったところによりますとね、リクルートする権能と言うかシステムが政党の中にあると思うんですよね。それでトレーニングしようと。サッチャーは第１回目に出た時は労働党の強いところから出させられたそうなんですよ。それで落選しましたね。トニーブレアが第１回目に出た時は保守党の強いところからで落選なんですね。だけどこれは見込みがあるということでトレーニングして国会議員に育てていくという、政党が個人を担保してい

るというシステムが日本より優れているんですよね。日本はそういうところ無しでスポーツ選手だからとか人気俳優だからとか、ということが本当に許されるのかどうかという議論は、ここでもう１回学者の先生や市民団体で議論をする必要があると思います。マニフェストについても民主党が自民党に真似されるから後出しじゃんけんでだすんだとか、自民党も民主党に真似されるから一番最後で出すって、全く政党の根幹が狂った、その程度の政党がまだ認められていること自体がおかしくてですね、真正面からぶつけて言論で徹底的に議論するという風習がまだ無いんだろうと思います。したがって私は一応マニフェストの提唱者にはなっていますが、マニフェストに固定するつもりもありませんけれども、やっぱり政策でものを見ていく、国会とか地方議会、政治は言論で動いていくというこの決定的な要素をより強くしてですね、議論してやっていくと。アメリカの今の大統領選も激しいですよね。行き過ぎの品位の問題はありますけれども、やっぱりあれで大統領はプライベートもパブリックも全部表れていくと。そして最後に勝者が勝ち残るんだという民主主義のプロセスがあると思うんですね。だから日本も一つのプロセスの道具としてですね、私はマニフェストで政策を中心とした政治選挙を根付かせていければと、そのように思っているところです。まだスタートしたばっかりですから行き届かずにいろんな問題点があって、最近、詐欺フェストぐらいに呼ばれてめちゃくちゃでございますが、これも一つの進化の過程で、そういったことを通り抜けてですね、より実際の政治に相応しいものにしていくという一つのベースとしているのではないかと私は思います。そんなことで私はローカルから変えて国が変えて、国が変えたら地方も変えると、そういう対等協力の関係でマニフェストを道具として使っていただければ嬉しいなと、そんなことを思っております。どうもありがとうございました。

三木由希子：ありがとうございました。北川先生だからできたというような手掛かりが、社会システムとしてどうそれを入れていくかと展開されていった様子がお話から分かって色々と学ぶことが多かったなと思いました。質問をお受けしたいと思いますがいかがでしょうか。

傍聴者①：桔川さんの方が詳しいかと思うんですが韓国の参与連帯がマニフェストをどれだけ実現したかというチェックを精力的にやっていると聞いたんですが、その辺お分りでしたら教えていただけたらと思います。

桔川純子：今お話を伺いながら、韓国の首長はマニフェスト大賞という大賞があって、毎年それで公約を実現したということでやっているということを思い出したんですけれど、ソウル市の自治区の中でもマニフェスト室っていう部局があって室長になっているのは首長が連れてきた人なんですけれども、で公約がどれくらい実現されているか、実現していることと実現されているかってことを区の中でやっていくという、それを思い出しました。参与連帯でもおっしゃったように、オンラインで全て見られるようになっているので、今は４月１３日の国政選挙に向けて１０００団体位の市民団体がネットワークを作って、代表して参与連帯がホームページを提供しているんだと思うんですが、全部そこから検索できるようになっていますね。選挙管理委員会のホームページも全部色々入れると出るようになっていて、しかも携帯アプリがダウンロードできるようになっていて、それだけ見ても日本の選挙管理委員会とは随分違うなという感じがしました。

傍聴者①：もう一つ、北川さんのお話の中で選挙公報のお話があって、町村レベルではここに配っていないところもあるってお話があったんですが、県レベルでも配っていないところがあるって聞いたことがあってそれは事実でしょうか。

北川正恭：沖縄はどうだったでしたかね。沖縄は那覇市は無かったのですが。たぶん県は全部だと思うんですけどね。韓国の前のソウル市長のオ・セフンの市長室に行ったんですよ。そしたらちゃんとマニフェストが書いてあって、これは今棒グラフで６０点行ってますとか４０点行ってますというような、そういう雰囲気が出ていましたよね。政治家の勝手じゃ無しに、そういう相対的に見るというのはかなりあると思いますね。韓国もまた地域別の事が強いですから。十分は機能していないとは思いますが選挙管理委員会がそういう政策選挙を入れようという努力はすごく見られると思いますね。

　たぶん県単位では無いと私は思っていたんですが、調べてみます。町村は遅れているので、私は地方創生もそういう点からも見ていただいたら良いかと。なんで区別して地方創生って言えるのと、国はやるけど地方議

会はやらないっていうのは程度が低いからやらないのか、制度が程度を低くさせているのかっていう議論にもう入っていかないといけないんじゃないかなと思っているんですけどね。

城倉啓：お二方本当にありがとうございました。北川さんにお尋ねなんですけれども、政党マニフェストの地方議員の方々７００名会員がいらっしゃると、その方々でマニフェスト作る時の政党性。というのは、例えば地方議会選挙であったら無所属で出てくる人が多いわけですね。大選挙区制であるということと深く関わっていると思いますけれども。地方の議会のマニフェストと国政のマニフェストのズレの問題で、議論すれば良いというのは確かにそうなんでしょうけれども、例えば政党がその人を担保してトレーニングしていくという時にですね、地方の自民党の議員の方と国政の自民党議員の方と同じ方向性と言うかそういったものをトレーニングしていかないと、一つの政党を民主社会が育てる時に少し齟齬が起こるんではないかなと問題意識を持っておりますのでご意見を教えていただけたらと思います。

北川正恭：これ１００点とるか、２０点の人を３０点にするかというところで、一足飛びに地方議員を１００点満点で国政と地方と一緒にやれるかっていう、そういう問題は現実の問題としてあると思うんですね。それで私マニフェスト大賞という賞を持っているんですよ。善政競争って善い政治の競争をさせようってことで、こういう地方では、この議会では、こんなことをやっているという、グランプリを与えたりしながらやるんですけれども、昨年のグランプリがですね横浜自民党市議団なんです。横浜自民党市議団がですね議論してマニフェスト選挙したんですね。自民党市議団が。あそこ大選挙区制と違って区政になっていますからあれなんですけれども、８つの議員提案の政策条例を掲げた。がん撲滅対策等条例を定めるとかそういうのをやったんですね。会派でやったんです。一応自民党会派でやったんです。そしたらですね、政策を掲げて選挙をしようという雰囲気が出たんですね。で、今どういう問題が起こっているのかというと、地方の首長は圧倒的に強いですから議会なんか相手にしてないんですよ。どっちかっていうとね。妙に気配りしながら議案を通す為だけの材料になっているという非常に高慢なところがあるんですね。それで議員の政策条例、地方議員は利権やるし悪いこともするし必ず裏に何かがあると、そういうことで平気で抑え込んできたんですよ。それで、横浜の自民党市議団が過半数行ってないですよ、３０/７０とか何かかな、過半数いってないんですけれども８本の議員提案で政策条例を掲げた。そしたら最初執行部は馬鹿にしてたんですね。で議員に絶対作らせてはなるものかと。議員さんは勉強してないけど勘が良いと思うんですけど、がん対策撲滅等の条例については文言の通り入れる、とか色々勉強して訓練されてくるんですね。それでお医者さんとは徹底的に議論して、患者サイドとも徹底的に議論し、市民サイドとも行政部門とも徹底的に議論してですね、そうしてものにしていくんですね。それで議員は質問というと執行部に対して質問するのが質問と思い込んでいるわけですよ。議員間協議って無いじゃないかと。全く頭の中に無かったんですね、そんなもんだと思っているから。ところが自分達が政策提案、議員提案しますから自分達と質疑応答できる、議員間討議、ここに気付くんですね。気付きの連鎖で。それで徹底的に議論してとうとう通したんですね。これは凄いなと。議会っていうのは凄いって、執行部がころっと変わったんです。私はそういう作業が地方にはものすごく重要であって、何で地方自治体とか公共団体って言うのか、差別用語だと思っているんです。国の政策を地方で公共的に受け持つ団体、所詮そんなもんだと。政府対政府という話で無いから上下の関係で縛るということが平気であるということ自体を、民意の反映、民意の代表機関である議会が本気で変えて、本当に通したら執行部がころっと変りましたね。やがて執行部からこれから議員で提案してもらった方が楽だね、とすぐ悪乗りするんですが、それでもまだ良いと思うんですけれども、市議会が、自民党会派が８本のうち７本を４年間で成立させたんですよ。１本は憲法に関わる問題でですね、どうしても通せないというのは、そこまで彼らは勉強し始めるんですね。すごく良い勉強だと思います。それで民主党も公明党も１本ずつプラス、じゃあ自民党のこの案なかなか良いからというので賛成して、今度は民主党も公明党も自分たちで１本ずつだったと思いますが、条例を出したらバーターですから自民党も了解して修正を加えてやっていくという、初めて所謂地方政府としての形態が取られていくという、そういう気付きの連鎖を起こさせる道具にも使いたいし、色々あれ言えば問題、こ

れ言えば問題というのは、学者的にはあると思うんですね。当然無ければいけないんですが、それを乗り越えて実体験で現場から変えていく作業、だから７０点が１００点ではなしに２０点が３０点とか４０点に上がる努力もいるのではないかということだと私は思っています。もうひとつは大選挙区制の問題はございますよね。

もうひとつはクォータ制度、今日本で女性と男性は３つですかね。全国の自治体の中で大礒とあと２箇所くらいが同数くらいのもんで女性は本当に少ないんですよ。中年のおっさんばっかりで今までの権力体質の中で成功者が顔になっているわけですから、こんなの変わりようがないですよね。私の教え子が、女性が大企業に勤めていて自分達のライフワークバランスは大企業がそれをやらないと優秀な社員が来ないから、と進んでいるんですね。色んな点で。１番遅れているのは地方自治体ではないかと。段差はあるし、女性蔑視だし、部長のほとんどは男性でっていうのはっていうことで、ライフワークバランスだけをテーマにしてマニフェスト選挙やるわけです。大選挙区だからそれ１本で１％獲れば大体当選ですから好意当選するんですね。そういうところのきっかけも私は政策で争うひとつの、やがてもっと高度な政策選挙になっていくんでしょうけど、そこに到達するまでの色んな道筋をつける努力をしているというか、言い訳になりますけれどもそういうことも言えるんではないかと、だから一直線に全て１００点では語りきれないなと、そんな感じがしています。

横浜が会派でそういうマニフェストを８本の内７本を通しましたから、全国でそれを模倣するといいますか、議会基本条例が７００の議会がだいぶ通し始めたということと、議員提案の条例を作成し始めているのは相当数出てきておりますので、これが利権に絡んだ条例もあるでしょうけれども、進化していくというか、そういう点でも活用していただく、一つの道具として使っていただければと。ちょっとお答えになったかどうか。すみません。

大山礼子：私、前回地方議会選挙制度のこと話させていただいたんですよ。先生が知事なさっているときに、知事がそういうこと意欲的にやると議会は覚醒しますよね。三重県議会ってすごく議会改革が進んでいるっていうふうになって、議会改革の話をしてくださいって県議会に呼ばれて行ったことがあるんですよね。他の所でも知事や首長さんが頑張っていると議会が覚醒して議会も改革を始めるっていう何回か経験がございます。で、だけども寝てるところはまだ寝てますよね、地方議会。そこを何とかしなくちゃいけないと思うわけですよね。おっしゃる通り２０点位のところを４０点位に、それで良いと思うんですけれども、やっぱり選挙制度そのものを変えないと限界があると今伺っていて非常に思いました。横浜市議会のはある程度会派で選挙が出来るからそういうことになっているんですけれども、大選挙区制のところは全然そういう選挙制度では無いですよね。ですから前回こんなのどうですかってお話したのは、大選挙区のところで選挙区を設けるのも難しいんだったら、例えば制限連記制とかそういうふうにすれば少しグルーピングが促せるし、地域政党にもう少し頑張ってくださいってことが少し後押しが出来るんじゃないかと思っています。

それから町村議会の問題ですけれども、要するにほとんど公営選挙になっていないじゃないかという気がしますけれども、あそこも前回他の方からもお話が出た供託金の話があって、町村議会は供託金無しなんですよね。だけど色々手厚くやるなら供託金出しなさいみたいな話に逆になると困るので、供託金をどう考えるかみたいなことももう少し考えていかないと逆に危ないかもしれないという感じもします。結局政党が議員をトレーニングするって、全くおっしゃる通りなんですけれども、それも今みたいな地方議会の選挙だとなかなか政党化していかないので、相変わらずよく分からない人が出てきている、あがりポストみたいになっているっていうのが非常に大きな問題で、だけどそれも段々細っていって成り手が無くなってるというのが今の町村なんかの姿だと思うので、そこを何とか変えるような制度的な仕掛けみたいなものをご一緒に考えていけたらいいんじゃないかなと思った次第です。

北川正恭：行き着く先は公選法改正だと思っています。そこに行く道程をどこで登るかというのはいくつかの道があって良いと思うんですね。私はやっぱり２０点を４０点にして、それもひとつの方策だとは思います。そ

れで大選挙区制を小選挙区制にして政策選挙になりやすいようにするというのは、これなかなか現職が決めるわけですから変えようがないですね。なかなか与党というのはその基盤で選挙やって上がってきているから、ということになると、どういうことになるかというと、大選挙区制でもやる気のあるところは変わるんですね。大津市議会というのがありまして、大津市議会は公明党が議長になったんですよ。公明党ですから多数持っていないから弱いですね。だけれども理念としては立派な人がなったんですね。そこに議会事務局で総務課長の清水という立派な人がいまして、この２人が組んだんですよ。議長と議会事務局が組んで、自民党系の保守のボスの議会運営委員長を口説いてその人が本気になってじゃあやろうかとなって、議会がいっぺんに覚醒したんですよ。あそこは龍谷大学と立命館と同志社の３つの大学とそれぞれが勉強会を持って、大学も競争ですからうまく利用したんですね。それで議会が初めて附属機関的な大学と組むいうことをやり始めて、滋賀県全体の地方議会を変えていこうと、政策的なことで出来るような地方政府としての議会ですね。大津だけではなく滋賀県全体に影響を及ぼそうというのを現在私岩手県でやっているんですけどね、皆を議会事務局も含めて議員さんもレベルアップしていこうと、こういうことにします。やっぱり議会事務局の在り方もね、簡単に言うと執行部のスパイですよ議会事務局は。極端に言うと。そういうのが平気でまかり通っているというのを恥ずかしいとも思わないで、そういうもんだというそういう土壌を変えないといけないと思うんですね。どこかでだれかが覚悟を決めるという作業ですよね。一点突破で行くと他に矛盾が生じたら全体の矛盾を解決しなければいけないという手法とあわせもって、私は政治家中心だから現場で現実の問題を提起しながら変えていきたいなと思っています。やがて選挙制度は政策中心ならば比例代表にするか小選挙区制にするか、そういった議論にやがて発展していくということを考えてはいます。つまるところ、先生のおっしゃるように公選法改正がなければ無理だと思います。

大山礼子：私達も一足飛びに現職が全く反対するような選挙制度ではだめだと思うんですよ。だから小選挙区も比例代表もちょっと無理だと思うんですね。だからあんまり抵抗が少ないって言う意味では連記制にしたらいいんじゃないか。大選挙区制はそのままで。そうすると立候補の仕方は変わらないですし、だけど少し何人かで一緒に私達こういうことやりますっていうようなマニフェスト的なことを促す効果があるんじゃないかと。

北川正恭：そういう議論をどんどん皆でやって共通項として運動するなら私は良いと思うんですよね。

桂協助：地方から国を変えていくというお話がありましたけど、その一つに会計システムの問題ですね、公共の会計というのは単式簿記が一般的であったのを、地方から発生主義複式簿記に変えていったと。これ三重県が初めの方だったような話を聞いたことがありますけれども、それは地方段階でどの程度進んでいるのか、それから国に対する影響力は今どのくらい起きているのかということをお尋ねしたいと思います。

北川正恭：私もですね２０年前に挑戦したんですよ。公会計を発生主義に変えようと思ったんですけれども、国全体が変わらないとなかなか変わりませんね。従って人事と単年度会計だけですから発生主義会計になりようがなかったんですが、それでも無理無理色々なことをやりました。東京都もまたやったとは言っても形式的なことが整ってるだけだと思います。従って東京都や三重県やそのほかの県のことが刺激になって総務省が本気で三重県や東京都に勉強に来て、今少し進みつつあるんだと思うんですね。それがどこまでいってるか現実は言えませんけれども、そこまで変わらないと単年度単年度ですから、職員のその行動様式は人事でどうするかということと予算をどうとるかということで、決算はもぬけのからという、やっぱり形式的なことになっていると思いますから、先生のおっしゃる公職選挙法改正と会計制度も変えていった方が私は良いという論陣張っているんですけれどもまだ不十分だと思います。

桂協助：記帳の段階から複式というのは手が付いてない。

北川正恭：どこまでというのは現実は分かっていませんが、完全な企業会計まではいってないと思います。

桂協助：初めの方でお話になった政治改革で、改革をやらないとならんというのは自民党の中から起きたというお話でしたけれど、私も記憶を辿ると自民党の中でこれじゃあだめだと、特に中選挙区制の中で自民党を

どうしてもって利益誘導合戦やっていると、これで政治が良いのかっていう事について自民党の中堅若手から改革の機が起きたというのは確かにそうだったなあと思うのですけれど、じゃあそれを脱するために小選挙区制にして政党間の政策論議それから政権交代、この２つを立てて進んだということだったと思うんですけれど、実際やってみて小選挙区になってみて、政権交代に関しては当時の二大政党のもう一方の社会党にその力量が無かったということでなかなかうまくいかなかったというのは分るんですけれども、今民主党も政権交代１回実現しましたけれども単発で終わっているという状況があるわけですが、これは小選挙区制にしたけれどもうまくいっていないというのは制度の問題だけでなくて野党第一党の主体的な力量の問題があってなんとも言えないところなんですが、もうひとつ問題として票と議席の乖離の問題ですね。小選挙区制における。この問題について今振り返ってどう思われるかお尋ねしたいと思います。

北川正恭：首都も東京に寄って一極集中、工業社会作っているために４大工業地帯とか東京に首都が寄るというそういうシステムですから、寄ってくるのは決まっているわけですよね。その前提の中で鳥取県や島根県というのをいったいどう見るか、という議論です。これ私は最高裁が議論してそこでそれを前提としてアダムズ方式とか何とか佐々木さんなんかがやっているのに忠実に従ってもらった方が、色んな問題ありますよ、１００％の解決ではありませんがそういう努力をしていく中で堂々とアカウンタビリティーが果たせる議論を議長中心に、衆議院の場合なら衆議院で議論し、参議院なら参議院で議論して、やっぱり決めるべきだと思うんですね。いつまでも決めないことが問題だと思うんで議論してほしいとは思います。だから、アダムズ方式というのは私なかなかよく考えられているなと思いながら、ですけれども私はこれが絶対良いというほどの能力が実は無いんで、大島議長がさばくわけですけれども真剣な議論をしないと安倍さんもマニフェスト嘘言ったことになりますよ。やりますよって言ったんだからその責任はもしやらなければ問われなければいけないと思いますけどね。

桂協助：関連するんですけれども、小選挙区制のもう一つの票の問題、票と議席の問題ですね。政党間における格差ですね。第１党が４０％台で７割の議席を取るという、この票と議席の格差の問題についてはどのように振り返ってらっしゃいますか。

北川正恭：死票が多いという要素もあるんでですね、小選挙区制で比例代表並立ですけれども、本当言うとオール比例代表にした方が私は良いという論者なんですけどね。そこは現実の政治がありますから絶えず議論を積み重ねていただいた方が私は良いと思いますけどね。

三木由希子：ちょっと今のに関連しますが、比例となると政党の役割ってひじょうに大きいように思うんですが、県議会、国会議員、知事と色々な形で政党の一部であったり政党と向き合うってことでやってこられたと思うんですけれども、今の日本の政党っていうものはどう見ておられます。

北川正恭：ご都合主義であってですね、政党といえるのは公明党と共産党くらいなもんじゃないですかね。そんな感じしますよ。あとはオポチュニストというかその都合によって変わっていくということだと思います。だからシチズンシップ教育というお話が出ましたけれどすごく大事なことだと思うんですね。だからその辺りをやっぱり議論高めていくためには、選挙管理委員会、管理するということで民主主義が醸成されていくのかなと、あれしたらいけないべからず集作っておいて、ということではいけないなと思います。それともうひとつ、ドイツなんかが、片木さんが専門でお話お聞きしたことがあるんですけれども、ナチスの反省から国の権力から離れて第３勢力でですね、シチズンシップ教育を一生懸命やっているという。そういう努力を日本はシステムとして、やり方は色々あると思いますけれども、投票率が５割切って本当の代表と言えるかという、そういうところまでいかないと強権政治が１回起こってしまったらそれに負けちゃうのが人間の性だと思いますので、シチズンシップ教育というのを重要に考えていくことからすることが重要だと思うんですね。それで１８歳とネット選挙がきっかけになったらいいなと思って中央議員連盟に働きかけてやっていこうと思っているんですけどね。

城倉啓：今の話にも触発されて、韓国の選挙管理委員会の在り様というのは大変示唆深いと思いますし、また

私も『マニフェスト革命』という本を読ませていただきまして、ベンチマーキングは大事だと、つまり韓国など外国に学ぶというのは大事だと思います。で、仮になんですが、シチズンシップ教育もそうですし不正な選挙を防ぐということもそうなんですが、仮にこの選管の独立性というのを韓国のような制度を真似るとすればですね、日本の現在の法整備のもとで、現行憲法他、他の法整備のもとでどういうことをすれば可能になるのかなというのを、大山さんか皆さんのご意見を聞きたいですね。どうすればこの独立性が出来るような選挙管理委員会を法整備できるのかというのを教えてほしいです。

大山礼子：まだ韓国の事は勉強途上というかあの本を買っただけなんですけれど、別に憲法変えなくてもできるとは思いますよ。会計検査院は書いてありますけど人事院は書いてないわけだし、だから法律作って基本法みたいな中央選挙管理委員会法みたいな法律作って、どういうふうな公選していくかとか、権限をどうするかというのも変えれば色々できると思います。さっきからお話あるように、今のは本当にべからず集作って後追っかけて規制しているだけですけれども、実際に色んなこと出来る権限もないわけですよね。職員の手当てもないので事務局をもう少し整備するとかね、議会事務局もあのような状態ですからまして選管の事務局なんて夢のような話なんですけれども、その辺りをやっていけば良いということだと思いますね。

北川正恭：公権力の行使とかいって公務員がやらなきゃいけないというのは思い込みだと思うんですね。だから選挙改良事務というのを僕こだわってわざとやっているんですよ。嫌味で。皆２時間くらいかかると思ってるんですよ。９時から始まって１１時か１２時までかかると思ってるんですけれども、本気でやったら１７分なんですよ。機械も人数もそんなに増やさないで、むしろ減らして。やったらできるんですよ。ところが今まで選管はちょっと真ん中の事をやったら右からは「左だ」と怒られるし、左からは「右だ」と怒られて、それを良いこと幸いに何にもしてないんですよ。首長もみんな逃げてるんですよ。実際は自分が全部やっているのに、それは選管のマターでございますからとやるべきことやっていないんで、まず私は投票事務と開票事務と広報啓発事務と３つあると思うんですけれど、開票事務にこだわって民間でやる。大学生の方がよっぽど良いんだと、老眼のじいさんがやるよりは良いんだと。１７分です。だから役所仕事止めたらそれぐらい効率的なんですよ。４年間で１００億以上金使ってるんですよね。だからあっという間に変わるというのは、選管事務はみんな関わり持ちますからね投票事務開票事務。あれ変えたらものすごく変わると思うんですよ。そういう運動やっているんで、例えばそういう運動から入って私のが全てとは言いませんが、開票事務に大学生入れよ、主婦の方入れよと。だいたい選挙って怪しいやつがやっていると思っているし、立候補するやつはもっと怪しいと皆思っているわけだから、そんなことで良い政治が本当にできるかという原点で、まじめに考えていかないといけないんじゃないですかね。まだアメリカの方が、あんなに立派な起業家として成功された方が、一生懸命ボランタリーでやめてですね、州議会議員になったとか国会議員になったとか、そういう話聞きますよね。

大山礼子：アメリカは開票事務ボランティアでやっていますよね。

北川正恭：そうそう。だからなんか公権力の行使で自分たちでやらなきゃいけないと言って非効率なことやってんのになんなんだというので、全国の選管に嫌われながらやってきたんですけれども、２つとも法律マターなんですよ。選挙人に速やかに知らせなきゃいけない（公選法）、公務員法で言えば再速で最大の効果って当たり前の話を平気で滑落している。こないだ高松の問題で失敗したもんで、やっぱり正確性を先にして迅速性は諦めるって平気で書いてあるというのは私は全く違うと思いますけどね。やり方を変えていく手段は色々あると思うんですが。

太田光征：私第２部門選挙本体を扱う委員をしています太田と申します。前回のこの部門の会に出た重要な論点として、地方の選挙制度改革を国の公選法で一括してやるのか、あるいは地方に渡せるのかという論点がありますので、この重要な論点についてどうお考えになるかということをまずお聞きしたいと思うんですけれども。

北川正恭：私その制度あまり詳しく知りませんけれども、やっぱり国が先で全部後回しで次って言う順序がもう

当たり前になっている。この固定観念変えないといけないなと。絶えず全部の法律そう思っていましてですね、何か国の法律にしたがって条例が出来ていくという、これ仕方ない面もあるんですけれども地方から変えていくというね、選挙制度なんかも。そして国が変わるというそういうシステムをどういう形かで取り入れてもらった方が良いと思うんですけどね。その辺り不勉強で詳しいこと分かりませんが、私はさっきの選挙事務改革、投票の改革、広報啓発の改革ね、例えば１８歳で投票させるでしょ。マニフェストも配れないし選挙公報も配れなかったら何で選ぶんだということになるでしょ。だから選挙の掲示板も都市計画で人口移動しているのに、昔からやってるということで変わってないんですよ。人が３人しか通らないところに５枚も貼って、人が毎日１００人通るところに１本しかないとか、そういうところからも全部見直せということを基本的に単純な作業からやってるんですね。掲示板も全部見直せというところで、ジオグラフィックの計算してやっていると、人が何人通ってるのか、どう変わっているのか、全部ビッグデータで出てくるんですよ。それに基づいてやると良いんですけれど、選管は前あそこにいたもんだからまたできるっていうので、東京都なんか特に、ひとつの交差点に４つも５つもあるんですよ。５０ｍの範囲に４つもあるという。だけど全くない所もあるっていう。そういう部分を中心に単純な作業からやっているんで法律の部分は専門の先生に聞いてやっているので明確な答えが出来ずにすみません。

太田光征：あともう２点だけお願いしたいんですが、政見マニフェストといいますと総合的な公約になると思うんですが、単品マニフェストと言うんでしょうか、例えばこの分野にだけ限って主張したいという政党や候補者もいると思うんですけどそういう問題と、先ほどの投票時間、開票時間との関連で、最近はむしろ投票時間の繰り上げということが全国的に行われていて、こっちがむしろ大問題なのではないかと思っているのですがその辺のことについてお聞きしたいと思います。

北川正恭：難しいんですけど、色々な場面場面であると思うんですけども、例えばある政党がありますよね。マニフェストというのは基本ですね。だけれども北川という候補者は特に例えばＬＧＢＴの問題に熱心で、自分としては個人でこうやりたいというのは政党と話し合いをして単品で出していくと。国会の場合ですよ。地方の場合はそれで会派を作ってやっていけば良いと思うんですね。僕がＬＧＢＴの問題で気付いたのは兵庫県議会ですよ。やっぱり役所というのは常識に従うというか過去の慣例ですから、やっぱり性の不同一は認めたがらないんですよね。だから県議会議員が質問して５倍も６倍も自殺率が高いけど本当に良いのかというので動き始めて。で教育委員会はもっと前例ですからね。変わらなかった教育委員会が変わって、いわゆる性の不同一の問題について初めて真剣に議論というのは、地方から変わって次国に行くんですね。重要なことだと思います。イクメンもそうですよ。地方で変わっていくんです。私は相当頑張ったんです。知事と組合が毎年話し合いするんですよ。それで返事するんですけど、育児休業男性も取らせてあるんですよね。２０年この方ずっとやってますけどまだ実ってませんって言うから、取ったらいいやないかと私言ったんですよ。いやいやそんなこととても出来ませんって、お互いができもしないこと書いてあるんならこんな会議やめようと言ったんです。誰も不真面目なんです。だから本当に取ったらどうだと言って強権発動して組合から来年度出さなきゃもう議論しない、こっちの担当者からも男性の育児休業出さなきゃ、と言ったら２人出てきたんですよ。だからそういう部分的な問題からも解決していかないといけない問題があって、地方から変えるということと、政党の中で自分はこういう事をやらせてもらいたいというのを、政党の中で了解を取ってやれば、政党の担保がありますからという、そういう議論も必要なんですけれども、一点突破で解決しながらなし崩しでやっていくということも必要じゃないかと思います。もう一点なんでしたっけ。

太田光征：投票時間の繰り上げです。

北川正恭：両方で議論すれば良いんですよ。無駄なずっと待っているというのと、延ばすというのと、やっぱり制限加えたらいけない部分もありますからね。費用対効果ばかりでやるというのもいかがなものかと思います。最近だいぶ運動しましたけれども、大学生が投票に行くと言ったって場所が分からんと言いますしね、偏差値教育中心ですから学校指導要綱がそうなって選挙のことなんて言いませんからね。で松山大学でしたけ

れども話をして、あそこ投票所にしたら投票率上がって最近だいぶ増えてきましたね。だから駅前でやらすとか色んなバリエーションがあると思うんで、私どもそのバリエーションの方からなし崩しっていう運動を続けていると思っていただけると助かるんですが。

三木由希子：今のお話全体をお聞きしていて、制度法律で縛られているものと、そういうものだという慣行で縛られている部分、両方あるっていうお話でよろしいんですよね。

北川正恭：そうです。制度で縛られているという思い込みも、それで逃げているところもあるんですよ。失敗したらいけませんから時間は自由に何時間でも良いんです、って馬鹿言えって。公務員法に書いてあるぞというそういう逃げを許さないという議論がどこかの場所で無いと。そんなもんだという思い込みを断ち切る運動が必要だと思うんですけどね。

三木由希子：そうすると物事を変えていくメニューとしては、制度改正と、それからすぐにでもできることっていう、やろうと思えばできることっていう２つくらいのメニューが書けそうっていうことですかね。

北川正恭：両方と言えると思うし、構造的改革するためには形式要件を先にやって分権があったから創生に２０年経過して移ることが出来たと思うんですよね。一気に創生には来なかったと思うんで。形式要件を整えてきて、だけど実質的な改革はあんまり進んでないけれども、もういよいよ駄目だねってことになって創生の議論が出てきたと思うんで、両方なきゃいけないと思うんですけどね。

三木由希子：ありがとうございました。他にまだ発言されていない方で質問したいとか、ご意見がある方おられますでしょうか。

志村徹磨：私ここのとりプロ事務局の世田谷の志村といいます。どなたにも伺いたいんですが、委員の皆さん、地方議会での討論議論を活発にするには条例提案を通じてっていうお話がありましたが、他に方法はあるんでしょうか。その関連で、主に４つの定例議会制になっているような地方議会の、この議会制を何か変えればより活発に出来るというような方法があるんでしょうか。

北川正恭：私、定例議会年間４回とかいうような話ですね、何でだというようなことを今提案していましてですね、通年議会を盛んに言っています。会期日数は変わらなくて減らしても良いんですけれども、適宜適切にやらないと専決処分というね、ちょっと間に合わないからここで入札先かけてっていうのを平気でやっちゃうんですよね。だからやっぱり通年で必要な時に議長が招集してっていうので。今招集権が執行部にあるんですよ。首長サイドにありますから。議会を通年にしておけば議会に招集権があるわけですからそういう運動を続けています。これも先ほどの議員提案条例と一緒でですね、執行部が決めなきゃいけないっていうのを議会が決めりゃいいわけで。これも増えてきました。通年議会ね。軽井沢町議会が辛抱たまらずに、あそこああいう観光地ですから夏は工事出来ないんですよ。だから先に専決で決めていかないと、７月までに工事は終わっとかなきゃいけないんですね。ところが会計年度がありますから、できないからいつでも勝手に専決処分やっていたのを、議会が議員提案でやろうと通年議会に変えたらすっといったんですね。執行部もやってみたら良かったねということがいっぱいありますから、通年議会は猛烈に今運動しておりまして。開催日数は減らしても同じでも良いから、適宜適切な時に開かれることがひじょうに良いと思います。もうひとつなんだったかな。

志村徹磨：議員間の討論をより活発にするのは条例を出して執行部ともみ合ってというのが１つの方法だとおっしゃったけれども、通年議会あるいは他にどういう改善策がありそうでしょうか。

北川正恭：マニフェストだと思うんですね。会派でマニフェスト出すとですね、サイクルですから４年間をサイクルしていかないといけないんですね。約束してますから。物事の達成は３年努力して４年目に花開くというものと、今年は４割、今年は４割、今年は６割、最後は１０割とか、色んな政策があるじゃないですか。だからマニフェストで、特に会派くらいで出しておくと、あるいは議会全体でも良いんですよ。出しておくと、毎年それをやる時に、例えば行政視察行く時もそれ専門に行って、１年目こうとかいうことで議員間討議をして、で自分達が提案すると、議員間で私が回答者になって他の議員が質問者になって、という訓練していくと

議会がものすごくレベルアップするんですね。そういう作業もあると思いますのでマニフェストは非常に良い議員間討議の手段だと思いますけど。４年間のサイクルでここへ行くために議員が執行部に対して質問するのは誰と誰が質問するとか、議員間で質疑応答するとか決めてですね、４年間のサイクルを作ってマニフェストしてというのも大分出てきましたね。

三木由希子：議会基本条例で議員間討議というのを設けて、わざとそういうのを定期的に行うようにしている議会とか、議会基本条例の作り方によってはあるっていうのがあって、色んな実践は、マニフェストを使った議論というのもあると思いますし、大山先生いかがですか。

大山礼子：通年議会は私もわあわあ言っていまして、もう既にこの前の地方制度調査会で地方自治法が改正されて、もともと条例で決めてしまえば通年議会出来るんですけれども、やっぱり議会の方ってなんかちょっとお墨付きみたいのが無いとなかなか怖くて踏み出せないみたいなところがあったみたいなので、自治法の中に通年やって良いって入れちゃったんですよ。だからもうどこでもなされば良い状態になっています。本当は国会だって今どき通年国会ではないっておかしいと思うんですけれども、地方からやっていらっしゃれば良いと思っています。それから、そういうふうにすると地方議会の方は、そうは言ってもとっても大変で毎日出来ないとおっしゃるんだけれども、北川先生がおっしゃるのと全く同じように、同じ日数で良いから１週１回とかなされば良いんじゃないですかということを申し上げています。それは専決処分を防ぐということもあるけれども、やっぱり４回しか会期してないであと暇なんですねっていうイメージなんですよね、住民の方は。だから通年にするとだいぶその辺のイメージアップにもなると思っています。あとは、議論は議員間の議論ももちろん大事だけれども、そうじゃなくて、首長さんの提案についてももっと本当に細かく議論していくべきなんですよね。だからそれが出来ていけばすごく活性化するし、通年議会ってことは行政監視の通年化でもあるはずなので、何か問題があったら適宜行政監視の面で議論を活発にするとか、やっているところは出てきていますけれども色んなやり方があると思います。

北川正恭：もうひとつです。議場を開放せいっていう運動やってるんです。なんで我々が入ったら署名してって議員の方が怪しいやないかと、失礼なことするな、傍聴席っていうのは何だ、と。おまえらが傍聴席行けと。皆思い込みでそんなもんだと思い込んでいるところをどこかで打破してですね、田舎で庁舎建て替えるとなると１階の一番ど真ん中で議場置いて、本会議が開会されていない時は子どもの遊び場にするとかね、それこそ開かれた議会じゃないかという話なのに、今４階の隅で守衛みたいのを置いて、全く非効率な本会議場と委員会室がいっぱいあるというのは全く無駄だと思うんですよね。だから議場をオープンにしろというので、でも大分増えてきましたよ。そういう運動もね、私は形から変えていく運動をやりたいなと思っているんですけどもね。一緒にやりませんかね。あんな非効率な本会議場なんて。年に３０日くらいしか田舎では。あれに金かかっているんですけどね。傍聴席も議員の後ろからって何言ってるんだということですよ。もっとオープンにしてすぐ側でやって一般市民も発言するくらいの事が場合によってはあって良いだろうと。何か危ないからとかなんとかで色々なことしてるけどね。議員が覚せい剤やってるんじゃないかこのやろうっていうね。

三木由希子：もっと国会は入りにくいって問題があります。議員の紹介がないと入れないっていうのがあって。

北川正恭：ひどいですよ。あれは。

三木由希子：地方議会の本会議で言うと、一般質問で最近再質問ていうのがあちこちでやっていますけれども、なかなかそれも質が上がらないというのがあるのかなと思っていまして。２３区内のある自治体の一般質問を必要があって観に行ったんですけれども、首長系の議員のみなさんは再質問で一応手を挙げるんですけれど、ご丁寧な答弁ありがとうございましたってお礼を言ってですね、再質問が終ったのを聞いて絶句したっていうことがありまして、今国政で与党の２つの政党の議員の方でしたけれども、色々な意味で住民がちゃんと見て、何だその再質問はというぐらい言っていかないと、たぶん制度を変えるだけだと再質問という制度が入ったのに全然再質問になっていないという問題もあるので、住民がどういう役割を地方議会とかに果

たすのかと、それこそ別の意味での問題もあるのかなとお話を聞いていて思いました。桔川さん何かありますか。

桔川純子：ずっと韓国の事と比較しながらお伺いしていたんですけれども、固定観念を打破するという意味ではすごく韓国の力はあるのかなと思いました。そういう意味では地方が変えるという時にどの地方、例えば東京都はどうなるのか。今ソウル市がものすごく変わっていて、ソウル市が変わると全国的に韓国は変わるということになっているので、ソウル市長が日韓の関係性なんかも国と国ではなくて地方政府同士、市民通しが交流をしていくことによってそれで変えていく方が良いというようなことを主張されているんですね。なので固定観念の固定の部分は今どういうふうなところなのか、いくつかを挙げていただきましたけれども、そういうのを考えてそれで韓国ともすり合わせたりしたら面白いなと思いながら伺っていました。

北川正恭：固定観念の打破っていうのをずっとやってきて、ドミナントロジックという思い込みというか、先入観で皆縛られているところを本当に変えていきたいと思っています。そういうのは議論していけばいっぱいあると思うんですね。地方議会なんかこんなもんだとか言うことなんですよ。東京都なんてのは、区議会なんて全く駄目だった頃はあり余ったお金があるからもう贅沢病なんですよね。私高輪に住んで港区にいるんですけれど、私以外みんな大金持ちです。休みの日にピンポン鳴って区役所の女性職員なんですよ。北川さんあなたは７０歳になられましたから届け物があります、と。何ですかって言ったら５千円くれるんですよ。あと７年したらあなたには１万円差し上げます。ばらまきじゃないかと思うわけですよね。だから所得格差が完全に政策格差になっているということ。東京２３区って分らないわけですよ。人は減ってるし税金は無いし本当に困るというのに。私５千円頂きましたけれどね。だけどおかしいでしょ。そういう意味では２３区は優れた議員もいるんですけれども遅れた点もあるんで、切羽詰まった所が常識を超えて、思い込みを打破して、ローカルの消滅集落と言われた街から起こっているのは事実ですね。背に腹は代えられないという状態になっているのは事実ですから、両面から見せたほうがいいと思うんで、私は形式要件で形から入る。例えば議場の形ををオープンにしたり傍聴席を変えたり、あるいは投開票のいわゆる公務員がやらなきゃいけないという公権力の行使というのが本当に正しいのかというところですとかですね、気付きの連鎖という、そのひとつがマニフェストだったんですけれど、そういうことをこの場でお受け取りいただいて、形から変えていくとこ、言葉から変えていくとこというので。私県庁で指導課無くしたんですよ。上から目線で公務員が指導するというのは民主主義に逆流してると思ったわけですよ。管理っていうのも全部無くせと言って、忘れていたのが選挙管理委員会だったんですよ。けしからんと思うんですよ。何にも選挙知らんのが選挙を管理してべからず集って何なんだと。言葉をだいぶ変えて。言葉から変えるとか、そういうことからものの立ち位置とか考え方が変わっていくというのは我々民間からやりたいなと思って。趣味の範囲でございます。

三木由希子：言葉を変えるってマインドセットを変えるみたいな効果があったりするので、空気作り雰囲気作りにはすごく貢献するのかなと思います。選管というのもなんとなく当たり前のように選挙管理委員会って使ってますけれども、確かに役割と名前と実質的に社会に果たすべき本来の役割というのをあんまりちゃんと議論してないというのは前回のお話からも明らかなのかなと。そういう意味では韓国の議論っていうのは役割から見直したっていうことなのかなとも思いますので、どう変えるかっていうのはどんな役割を期待するかっていうところから議論をしても良いのかなという気がいたしました。

　そろそろ時間かなと思っていますが、今日色々な問題提起を頂いていますので、いったん前回と今回の含めてどんな論点があるかというのを一度整理した方が良いかなと考えています。とりあえず今日も特に結論は出さずに次回以降これまで出てきた論点を踏まえて、ここで何のテーマを議論するのかということの具体化を図っていければ良いかなと考えています。やはり大きな柱としては、地方議会選挙の在り方そのものを考えるということについては、制度面とこれまでの慣例慣行の打破と２面で整理する必要があるのかなという事と、選挙をどういうふうに民主的なツールとしてより広げていけるような体制が、選挙管理委員会という名前かどうかは別としても、できるかということは、少し出てきた論点を提示した上で議論した方が良いかな

と思います。それ以外も色んな論点があるのでいったんとりあえず整理をするという事で次回にその辺を送りたいと思います。今日は桔川さんと北川先生どうもありがとうございました。貴重な話題と論点提供していただいて感謝しております。会場にいらっしゃってる質問してくださった皆さんも色んな視点を提示していただいてありがとうございました。次回決まっていましたっけ。

城倉啓：４月６日です。

三木由希子：４月６日ということでその時点で少しここでの最終的な検討項目の具体化というのを図っていきたいと思いますのでご協力のほどよろしくお願い致します。他に何かありますか。

城倉啓：ちょっと確認したいのですが、今三木さんおっしゃったことで言えば、論点整理というのを次回に行うという事ですか、それともこれまでの２回の論点整理を事務方なり実務者なりまたは共同代表がなさるか、そしてそこで論点整理のたたき台というか今までの委員会の論点整理という形で出すのか、それとも３回目を経てやるのか、ちょっとそこを聞き逃したので確認させて下さい。

三木由希子：たぶんですね、今日も議事録は配っていただいてるんですけれども、一体論点として何が出て抽出されているのかという事がまったく共有されない状態でそれぞれの関心で話をしている状態なので、とりあえずこんな意見がありましたというのを一旦ピックアップした方が良いかなと思います。それを共有しないと絞り込みって難しいと思いますので、前回と今回で色んな視点から色んなご意見とか考え方が示されていますので、まずそれをピックアップするという事をしたらどうかという事ですので、進め方は議事録を基に意見というか論点としてここで出てきたものをあげると。おそらく前回大山先生からご報告いただいたあの辺りが、制度論としてはコアな論点になってくるかなと思いますけれど、周辺のところでもいろんな話が出ていますので一通り共有した上でやった方が良いかなと思います。

大山礼子：基本的にそれでよろしいと思うんですけれど、議事録からいきなりというのはなかなか難しいと思うので、ざっくりで良いんですけどキーワードを並べたようなものを事務方にでも申し訳ないけど作っていただいた方が話しやすいかなと思います。

三木由希子：一応そんなイメージで、議事録の中から論点的なものをピックアップしてもらって、とりあえずグループ分けくらいにしておいていただければ良いかなと。全部整理して完全な論点にするのは大変なので、グループ分けくらいまで出来ると議論しやすいかなと思います。

城倉啓：了解いたしました。次回までにその資料を作ります。

三木由希子：それでは今日はこれで終わりたいと思います。どうもありがとうございました。